

## 総社市告示第24号

総社市市民活動保険制度実施要綱を次のとおり定める。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

### 総社市市民活動保険制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の市民活動団体の活動中における市民活動者の事故に関し、総社市(以下「市」という。)が、市民活動保険制度(以下「本保険制度」という。)をもって補償することについて必要な事項を定めることにより、市民が安心してボランティア活動その他の市民活動に参加できるように支援し、当該活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 地域社会活動等を継続的かつ計画的に行う非営利団体で、市民(市外居住者を含む。)により自主的に組織され、活動の本拠地となる場所が市内にある団体をいう。
- (2) 市民活動 市民活動団体が、日本国内で行う地域社会活動等別表第1に掲げる活動で、報酬(実費弁償程度のもものを除く。)を受けないで行う継続的かつ計画的な公益性のある活動(ただし、政治、宗教及び営利を目的とする活動を除く。)をいう。
- (3) 市民活動者 市民活動団体において市民活動を実践する者、市民活動の計画立案及び運営の指導的立場にある者又は市民活動団体の構成員や指導者の補助員等市民活動の実施に伴ってその運営に従事する者をいう。
- (4) 賠償補償対象者 市民活動団体及び市民活動者をいう。
- (5) 傷害補償対象者 市民活動者をいう。

(保険契約等)

第3条 市は、本保険制度を保全するための手段として、損害保険会社(以下「保険会社」という。)と保険の契約を締結するものとし、保険期間は、毎年4月1日から1年間とする。

(対象となる事故)

第4条 本保険制度の対象となる市民活動中の事故とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 市民活動中に、賠償補償対象者の過失により、市民活動者又は第三者の生命、身体、財物又は保管物に損害を与え、当該賠償補償対象者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 市民活動中(当該市民活動の集合・出発・解散場所と市民活動者の住所との通常経路による移動中を含まない。)に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、市民活動中の市民活動者が死亡又は負傷した事故をいう。

(対象とならない事故)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本保険制度の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 賠償補償対象者又は当該対象者の代理人の故意による事故
- イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒乱に起因する事故
- ウ 地震、噴火、津波等の大規模天災に起因する事故
- エ 賠償補償対象者が所有、使用、管理等を行う自動車、船舶等による事故
- オ 日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る事故
- カ 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族等に対する事故
- キ 施設の建設、改築、改造、修理、取壊し等の工事による事故
- ク その他保険契約に適用される約款、特約条項等に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 傷害補償対象者の故意による事故
- イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒乱に起因する事故
- ウ 地震、噴火、津波等の大規模天災に起因する事故

- エ 傷害補償対象者の無資格運転、酒酔い運転等での自動車等による事故
- オ 傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失に起因する事故（ただし、日射又は熱射による熱中症等は対象とする。）
- カ 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為に起因する事故
- キ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等医学的他覚所見のないもの
- ク 山岳登山、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、外洋におけるヨット操縦等の危険な運動による事故
- ケ 山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動等で危険度の高い活動中の事故
- コ その他保険契約に適用される約款、特約条項等に定めのあるもの

（損害賠償責任事故の支払対象となる費用等）

第6条 損害賠償責任事故の支払対象となる費用等は、次に掲げるとおりとする。

- （1）当該損害賠償責任事故によるものとして確定した治療費、入院費、通院費、入院諸雑費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他の損害賠償に要する費用
  - （2）当該損害賠償責任事故に係る損害の防止又は軽減のために支出した費用
  - （3）当該損害賠償責任事故に係る損害賠償責任の解決を図るための訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用で保険会社の承認を得て支出した費用
  - （4）損害賠償対象者が保険会社の事務に協力するために支出した費用
  - （5）その他保険契約に適用される約款、特約条項等に定める損害又は費用
- （損害賠償責任事故に係る保険金の種類及び限度額）

第7条 損害賠償責任事故において補償されるべき保険金の種類及び保険金限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 損害賠償責任事故において補償されるべき保険金は、前条に掲げる費用の合計額から別表第2に掲げる自己負担額を減じた額とする。ただし、その額が同表の限度額を超える場合は、保険金の額は当該限度額とする。

（傷害事故に係る保険金の種類及び限度額）

第8条 傷害事故において支給されるべき保険金の種類、支給事由及び保険金額は、別表第3に定めるとおりとする。

2 別表第3に掲げる保険金は、併給することができる。ただし、死亡保険金と後遺障害保険金とを併給する場合にあっては、支給される保険金の額は、死亡保険金額を限度とする。

（事故の通報）

第9条 賠償補償対象者及び傷害補償対象者（傷害補償対象者が死亡した場合はその法定相続人。以下「補償対象者」という。）は、市民活動中に第4条に規定する事故が発生したときは、速やかに市長に通報しなければならない。

（事故報告）

第10条 補償対象者は、前条の通報の後に、速やかに市民活動事故報告書により市長に報告しなければならない。

（事故の判定）

第11条 市長は、前条の報告があったときは、補償対象者の市民活動中の事故であるか否かを審査し、補償対象者の市民活動中の事故であると判定した場合は、速やかにその結果に前条の市民活動事故報告書を添えて保険会社に通知するものとする。

2 市長は、判定の可否に関わらず、市民活動事故審査回答書により補償対象者に回答するものとする。

（事故判定委員会）

第12条 市長は、審査を行う際に必要と認めるときは、総社市市民活動保険制度事故判定委員会に意見を求めることとする。

2 総社市市民活動保険制度事故判定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（保険金の請求）

第13条 賠償事故の保険金の支給を受けようとする賠償補償対象者は、損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、保険金請求書に必要な書類を添付して請求するものとする。

2 傷害事故の保険金の支給を受けようとする傷害補償対象者（傷害補償対象者が死亡した場合はその法定相続人）は、別表第3に定める支給事由が確定した後（入院保険金及び通院保険金にあっては、

全ての治療が完了した後（事故の発生の日から起算して180日目を経過するに至った場合は、その経過した日以後）に、保険金請求書に必要な書類を添付して請求するものとする。

（保険金の支払）

第14条 保険会社は、前条第1項又は第2項の規定による保険金の請求があった場合は、保険金の請求を行う者（次項において「請求者」という。）が開設している金融機関の口座に保険金を振り込むことによって、保険金の支払いを行うものとする。

2 保険会社は、前項の保険金の支払いを行ったときは、請求者及び市長に対して、当該手続を行った旨を通知するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めのない事項は、第3条の規定による保険契約に係る保険約款、特約条項、覚書等の定めるところによるとともに、市と保険会社が協議の上、決定するものとする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	対象活動
地域社会（コミュニティ）に関する活動	○地域清掃活動 ○地域防災・防犯・防火活動 ○交通安全運動 ○地域緑化運動 ○街並み・建物の保全活動 ○地域おこし ○その他これらに類する地域活動（自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと。）
防犯に関する活動	○非行防止及び青少年健全育成活動 ○防犯対策の啓発活動 ○夜警活動
防火・防災に関する活動	○防火・防災意識の普及・啓発活動 ○防火・防災の訓練活動
交通安全に関する活動	○交通安全啓発活動 ○交通安全運動活動
環境保全に関する活動	○河川・海岸等のクリーン運動 ○森林保全 ○ゴミの減量化 ○公害の防止 ○資源化物分別等リサイクル活動 ○自然エネルギー推進 ○その他これらに類する環境保全活動
社会福祉に関する活動	○社会福祉施設等への協力活動（送迎の介助，レクリエーション・趣味・行事等運営に関する支援・協力、慰問等） ○相談活動（心配ごと相談，法律・制度などのガイドサービス，カウンセリングなどの専門サービス等） ○日常生活・自立生活の支援活動（家庭訪問，家事援助，生活介助，給食サービス，外出援助，手話通訳，要約筆記，点訳等） ○地域の子育て支援 ○ひとり親家庭の自立支援 ○その他これらに類する社会福祉活動
保健医療に関する活動	○食生活改善 ○成人病予防 ○骨髄バンク等の推進普及 ○エイズ予防 ○禁煙活動 ○難病患者支援 ○その他これらに類する保健医療活動
教育・文化・スポーツに関する活動	（教育） ○不登校児支援 ○ニート，引きこもり支援 ○非行防止 ○学校支援ボランティア ○学習ボランティア ○読み聞かせボランティア （文化） ○伝統文化の継承・振興 ○文化活動の指導・普及 ○美術館・博物館のボランティア （スポーツ） ○各種スポーツ指導 ○スポーツ教室の開催等スポーツ活動の普及 ○その他これらに類する教育・文化・スポーツ活動の支援・指導 （山岳登山・ハンググライダー操縦等の危険度が高いスポーツ活動は対象とならない。）
国際交流・協力に関する活動	○留学生・帰国者・外国人との交流・支援 ○難民支援 ○通訳ボランティア ○発展途上国への援助・支援

その他	<p>○その他これらに類する国際交流・協力活動</p> <p>(災害時の救援) ○被災者支援活動 ○救援物資の提供 ○防災活動 (消費者保護) ○消費者保護活動 ○自然食活動 (人権擁護) ○人権啓発・擁護活動 (平和の推進) ○戦争資料の後世への引継ぎ ○平和の語り部 (男女共同参画社会の形成) ○女性の地位向上 ○女性が働く環境づくり ○託児ボランティア (市民活動支援) ○市民活動に関する情報収集・提供等, その振興に係る活動 (その他) ○特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条別表に掲げられた活動 ○その他これらに類する活動</p>
-----	---

注1) 別表第1中の活動には, その計画, 準備等実施に関わる過程の実行委員会や役員会, 研修会などを含む。

注2) 園児・児童・生徒が行う学校等の管理下の行事は含まない。

別表第2 (第8条関係)

保険金の種類	保険金限度額	自己負担額
身体賠償	1名当たり限度額 1億円限度 1事故当たり限度額 5億円限度 (生産物賠償についてのみ保険期間中限度額 5億円限度)	1万円
財物賠償	1事故当たり限度額 1千万円限度 (生産物賠償についてのみ保険期間中限度額 1千万円限度)	1万円
保管物賠償	1事故当たり限度額 300万円限度 (保険期間中限度額 300万円限度)	1万円

別表第3 (第9条関係)

保険金の種類	支給事由	保険金額 (1名あたり)
死亡保険金	傷害補償対象者が傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合	500万円
後遺障害保険金	傷害補償対象者が傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内に別表第4に掲げる後遺障害を生じた場合(その期間内に当該後遺障害の生ずることが確定しなかった場合は, 181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合)	後遺障害の程度により, 死亡補償金の3~100% 後遺障害補償金支払区分については, 別表第4のとおり。
入院保険金	傷害補償対象者が傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため入院による治療を受けた場合(当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に限る。)	入院1日につき3千円
通院保険金	傷害補償対象者が傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため通院による治療を受けた場合(当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内の間に限るものとし, 対象となる通院日数は90日を限度とする。)	通院1日につき2千円

別表第4 後遺障害補償金支払い区分表

- 1 眼の障害
  - (1) 両眼が失明したとき……………100%
  - (2) 1眼が失明したとき……………60%
  - (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき……………5%
  - (4) 1眼の視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下になった場合をいう。）となったとき……5%
- 2 耳の障害
  - (1) 両耳の聴力を全く失ったとき……………80%
  - (2) 1耳の聴力を全く失ったとき……………30%
  - (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話し声を解せないとき……………5%
- 3 鼻の障害
  - (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき……………20%
- 4 咀嚼、言語の障害
  - (1) 咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき……………100%
  - (2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき……………35%
  - (3) 咀嚼又は言語の機能に障害を残すとき……………15%
  - (4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき……………5%
- 5 外貌（顔面、頭部、頸部をいう）の醜状
  - (1) 外貌に著しい醜状を残すとき……………15%
  - (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癬痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残すとき…3%
- 6 脊柱の障害
  - (1) 脊柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき……………40%
  - (2) 脊柱に運動障害を残すとき……………30%
  - (3) 脊柱に変形を残すとき……………15%
- 7 腕（手関節以上をいう。）及び脚（足関節以上をいう。）の障害
  - (1) 1腕又は1脚を失ったとき……………60%
  - (2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき……50%
  - (3) 1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき……………35%
  - (4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき……………5%
- 8 手指の障害
  - (1) 1手の拇指を指関節以上（指節間関節）で失ったとき……………20%
  - (2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき……………15%
  - (3) 拇指以外の1指を2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき……………8%
  - (4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき……………5%
- 9 足指の障害
  - (1) 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき……………10%
  - (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき……………8%
  - (3) 第1足指以外の1足指の第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき……5%
  - (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき……………3%
- 10 その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき……………100%

（注1）第7号から第9号までの規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいう。

（注2）関節などの説明図

